玉村町役場　都市建設課　企業誘致係　宛

**「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例（案）」に関する意見について**

募集期間　平成３０年１月４日（木）から平成３０年１月３１日（水）まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所（所在地） |  | 性　別 |  |
| 氏名（団体・法人名） |  | 年　齢 |  |
| 勤務先（在学校名） |  | 連絡先 |  |

※住所・氏名・連絡先は必ずご記入ください。

意　見　記　載　欄

|  |
| --- |
|  |

※提出方法については裏面をご覧ください。

ご意見の提出方法

　次のいずれかの方法により提出してください。なお、提出方法により提出時間等が異なりますのでご注意をお願いします。

〇提出方法

1. 郵送による場合

〒370-1192　群馬県佐波郡玉村町大字下新田２０１

玉村町役場　都市建設課　企業誘致係　行

**（提出期限：平成３０年１月３１日（水）必着）**

1. ファックスによる場合

０２７０－６５－２５９２（代表）

**（提出期限：平成３０年１月３１日（水）午後５時１５分必着）**

1. 電子メールの場合

tosi@town.tamamura.lg.jp

※件名に必ず「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)に関する意見について」と記載してください。

※意見提出様式のファイルを暗号化するなど、セキュリティ対応をお願いします。

**（提出期限：平成３０年１月３１日（水）午後５時１５分必着）**

（４）直接ご提出いただく場合

　　　平日の午前８時３０分から午後５時１５分までに町都市建設課企業誘致係窓口（役場２階）に直接ご提出ください。土曜日・日曜日・祝日は提出できません。

**（提出期限：平成３０年１月３１日（水）午後５時１５分必着）**

※意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容（住所・氏名・勤務先および在学校名・性別・年齢・連絡先）は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承願います。

〇問い合わせ先

　玉村町役場　都市建設課　企業誘致係　電話０２７０－６４－７７０７（直通）